

2017 年 9 月 4 日 京都市男女共同参画センター

インターネット社会と人権

～守ろう人権、守ろう職場～

佐藤佳弘（株）情報文化総合研究所、武蔵野大学

はじめに

1 ネット社会の現状

（１）60 年前に描いた未来社会

（２）技術と社会の発展（参考資料 1）

（３）たどり着いた現代社会（参考資料 2）

（４）警察に寄せられる相談件数（参考資料 3）

2 ネット上での人権侵害

☆の項目について解説いたします。（参考資料 4）

2.1 名誉毀損

2.2 侮辱

☆2.3 信用毀損

（１）ネットでの信用毀損（参考資料 5）

（２）ネットでの業務妨害

(3) 組織へのダメージ (参考資料 6)

2.4 脅迫

2.5 さらし (個人情報、プライバシー)

2.6 ネットいじめ (学校、職場)

2.7 児童ポルノ

2.8 ハラスメント (セクハラ、パワハラ、ソーハラ) (参考資料 7, 8)

☆2.9 差別

(1) 差別・偏見を受ける人たち (参考資料 7)

(2) ネット上での部落差別 (参考資料 8)

3 安心・安全のネット社会へ

3.1 ネット時代の法整備

(1) プロバイダ責任制限法 (参考資料 9、10)

(2) 部落差別解消推進法 (参考資料 11、12)

(3) サイトの常時監視義務

3.2 悪質書き込みへの対処

(1) ネット上の書き込み削除 (参考資料 13)

(2) 早期削除のために (参考資料 14、15、16)

(3) トラブルの未然防止 (参考資料 17)

さいごに

◆参考資料1 社会を発展させた技術

- 医療技術 ● 印刷技術
- 輸送技術 ● 通信技術
- 放送技術 ● エネルギー技術

出典: 佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.9、2016 年2月

◆参考資料2 ネット社会がもたらした問題

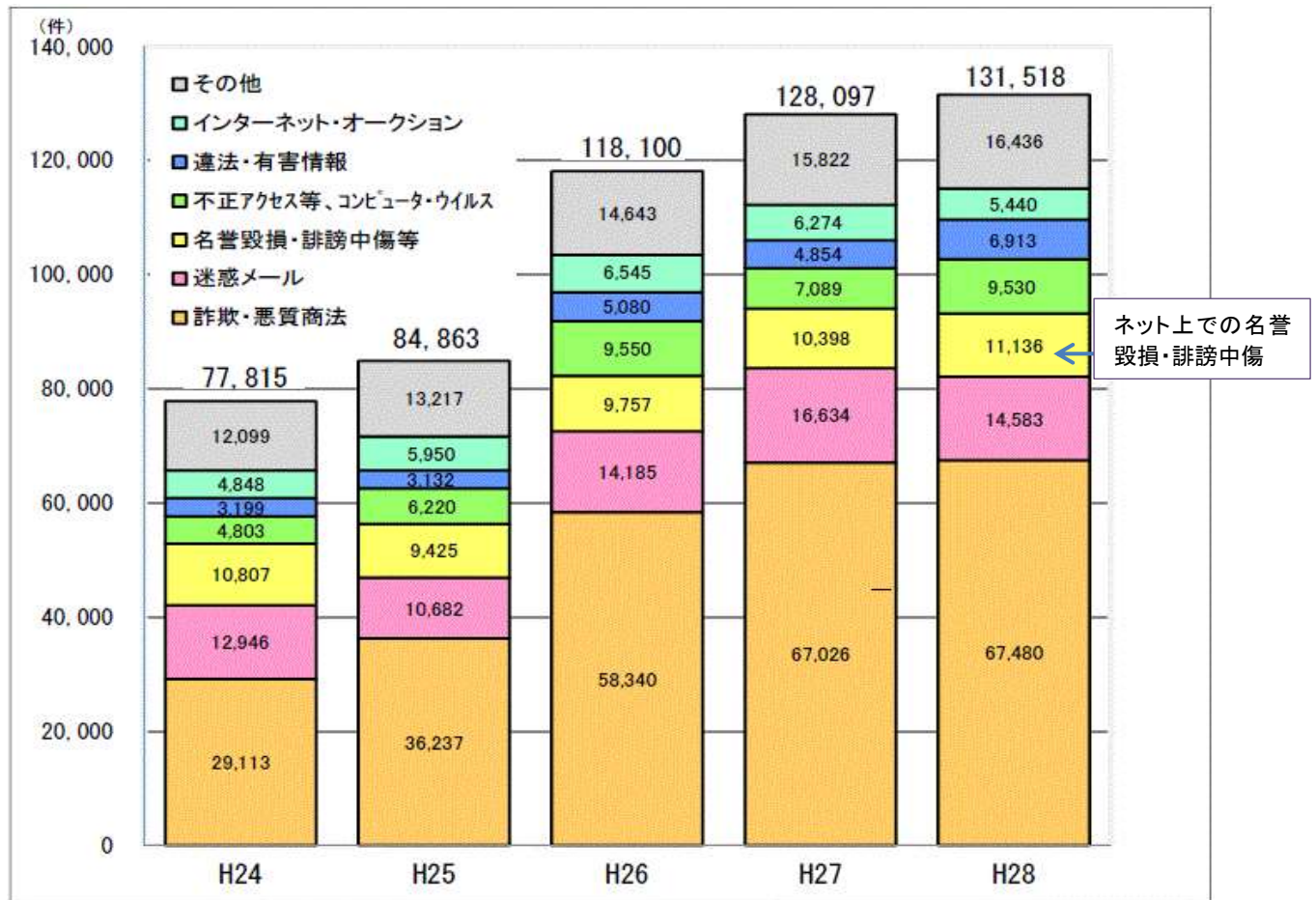
1. 人権侵害 2. 個人情報の流出 3. 著作権侵害 4. 詐欺(架空請求、ワンクリック詐欺など) 5. 有害・違法サイト(わいせつ、残虐など) 6. 迷惑メール(広告メール、デマメールなど) 7. コンピュータ・ウイルス 8. 出会い系サイトによる犯罪 9. 不正アクセス(LINE 乗っ取りなど) 10. スマホ中毒、依存症 11. リベンジポルノ 12. なりすましメール 13. サクラサイト商法 14. 学校裏サイト 15. LINE いじめ 16. 無料サイトの釣り上げ 17. 盗撮 18. 肖像権侵害 19. 運転中のメール・通話 20. 携帯電話・スマホの盗み見 21. 無断充電 22. 携帯電話・スマホの電磁波	23. ステルスマーケティング 24. 健康への懸念 25. 闇サイトによる犯罪 26. デジタル万引き 27. 歩きスマホ 28. スパムアプリ、不正アプリ 29. クリックジャッキング 30. ネット中毒、依存症 31. 子供の高額料金 32. スキミング、カード偽造 33. ネット掲示板の祭り、炎上 34. ネット賭博 35. サイバーねずみ講 36. デジタルデバインド 37. クローン携帯 38. スマホの不正入手、犯罪利用 39. 廃棄パソコン、スマホ 40. SNS 疲労 41. デジタルリンチ 42. デジタルタトゥー 43. お試し商法
--	--

40 を超える問題が
もたらされている。

出典: 佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.10、2016 年2月から作成

memo

◆参考資料3 警察に寄せられる相談件数



出典:警察庁 広報資料

◆参考資料4 ネット上で行われる人権侵害

- 名誉毀損
- ネットいじめ
- 侮辱
- 児童ポルノ
- 信用毀損
- ハラスメント
- 脅迫
- 差別
- さらし

ネットの便利な機能が人権侵害に誤用、悪用される。

メール、ブログ、ネット掲示板、動画投稿サイト、SNS、検索エンジン、他

出典:佐藤佳弘「インターネットと人権」広報やわた8月号、京都府八幡市、2015 年

◆参考資料5 信用毀損罪、業務妨害罪、威力業務妨害罪

(信用毀損及び業務妨害)

第 233 条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

第 234 条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

◆参考資料6 組織へのダメージ

誹謗中傷の書き込みが組織に与えるダメージ

- 組織イメージのダウン
- 社会的信用の低下
- 悪評による顧客離れ
- 業績の低下
- 労働意欲、士気の低下
- 離職者の増加
- 就職希望者の減少
- 内定辞退者の増加

出典：佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.30、2016 年2月

◆参考資料7 差別、偏見を受ける人たち

- | | |
|----------|--------------------------|
| ● 被差別部落 | 就職 結婚 入居拒否 |
| ● 外国人 | ヘイトスピーチ 難民 |
| ● 障害のある人 | 知的障害 身体障害 |
| ● 生活困難者 | 生活保護 ホームレス |
| ● 女性 | 非婚 離婚 不妊 母子家庭 |
| ● 病 気 | HIV 感染者 ハンセン病患者 |
| ● 性的指向 | 同性愛者 LGBT ^(注) |
| ● 性同一性障害 | 恋愛 結婚 戸籍 |
| ● 少数民族 | アイヌの人々 |
| ● 犯罪被害者 | うわさ プライバシー侵害 |
| ● 他にも | 子ども 高齢者 刑を終えた人 |

(注) 女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)、性同一性障害含む性別越境者など(トランスジェンダー、Transgender)
日本では、7.6%(13 人に1人)。(「電通 LGBT 調査 2015」2015 年4月)

出典：佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.78、2016 年2月

◆参考資料8 ネット上での部落差別事例

- YAHOO!知恵袋を悪用した地名リストのあばき
- ネット掲示板での地名リスト作り
- 2ちゃんねる差別書き込み事件
- Google マップ駅名改ざん
- GoogleEarth 古地図での差別用語表示

出典：(株)情報文化総合研究所まとめ

memo

◆参考資料9 侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書(名誉毀損・プライバシー)書式

至

[特定電気通信役務提供者の名称] 御中

年

月

日

[権利を侵害されたと主張する者]

住所

氏名 (記名)

連絡先 (電話番号)

(e-mailアドレス)

印

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL: その他情報の特定に必要な情報:(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等) 例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割りきった付き合いをしませんか」という、あなたからも私が不倫相手を募集しているかのように装った書き込みがされた。
掲載されている情報	例) プライバシーの侵害、名誉毀損
侵害情報等	例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としていたり、私の意に反して公表され、実際の申込やいやがらせ、からかいの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。
侵害されたとする権利	例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としていたり、私の意に反して公表され、実際の申込やいやがらせ、からかいの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。

上記太枠内に記載された内容は、事実と相違なく、あなたから発信者にそのまま通知されることになることに同意いたします。

発信者へ氏名を開示して差し支えない場合は、左欄に〇を記入してください。○印のない場合、氏名開示には同意していません。

出典:「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」(第3版)プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会、平成23年9月(補訂:平成26年12月)

◆参考資料10 違法性が明らかな書き込み

- 児童ポルノ(児童ポルノ禁止法)
- わいせつ物(わいせつ物陳列罪)
- リベンジポルノ(リベンジポルノ被害防止法)
- 不正アクセス(不正アクセス禁止法)
- 麻薬、覚せい剤、大麻などの薬物
- 詐欺(詐欺罪)
- 児童誘引(出会い系サイト規制法)

それでも削除までに7日かかる。
(リベンジポルノは2日)

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料11 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)2016年12月16日 施行

(目的)

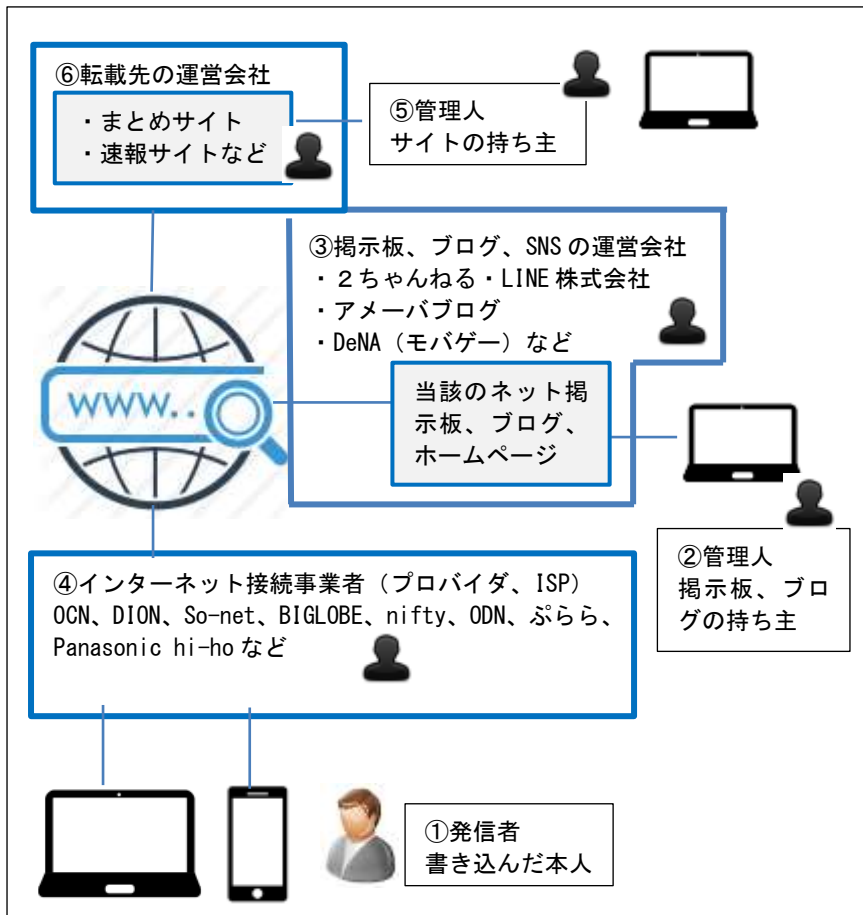
第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

◆参考資料 12 部落差別解消推進法のポイント

- 「部落差別」の定義のない法律
- 禁止規定、罰則規定のない理念法
- 国、自治体の責務を明記
- 個別法による人権救済
- 立法根拠がないとの反対意見もある。

出典: (株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料 13 ネット書き込みの関係者



出典: 佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.113、2016 年2月

◆参考資料 14 早期削除(プロバイダ責任制限法があっても、削除や発信者特定は容易ではない。)

- ネット人権侵害の専門家に相談
 - ー法務省の人権擁護機関(法務局、地方法務局)
 - ー違法・有害情報相談センター(総務省支援事業)
 - ーネットトラブルに詳しい弁護士
- 削除仮処分命令の申し立て
- 刑事告訴、民事訴訟
- 従業員の処分

出典: (株)情報文化総合研究所まとめ

(連絡先)

- ・悪質書き込みで困っている場合 | 違法・有害情報相談センター <https://www.ihaho.jp/>
- ・迷惑メールで困っている場合 | 迷惑メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan/denwa/call.html>
- ・課金請求で困っている場合 | 国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/soudan/>
- ・ワンクリック請求で困っている場合 | 情報処理推進機構 安心相談窓口 <http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>
- ・違法・有害情報の通報 | インターネットホットラインセンター <https://www.iajapan.org/hotlinecenter/illegal-full.html>

◆参考資料 15 刑事告訴と民事訴訟

＜1＞刑事告訴	＜2＞民事訴訟
・名誉毀損や侮辱は、親告罪である。 (告訴なければ処罰なし) ・罰金は被害者に渡されない。 ・刑法にプライバシー侵害罪はない。 ・刑法に肖像権侵害罪はない。	・被害者が立証責任を負う。 ・損害賠償金よりも裁判費用の方が多くかかる。 ・損害賠償金の支払い命令に強制力がない。 ・差し押さえるにはさらに手続きが必要となる。

出典: 佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.119、2016 年2月から作成

◆参考資料 16 親告罪に該当する犯罪

● 事実が公になると被害者に不利益が生じるおそれのある犯罪 ・未成年者略取・誘拐罪、わいせつ目的・結婚目的略取・誘拐罪等 ・名誉毀損罪・侮辱罪 ・公表罪、公表目的提供罪(リベンジポルノ被害防止法) ・信書開封罪・秘密漏示罪 ・ストーカー規制法違反の罪(ただし、ストーカー行為についての犯罪のみ。 禁止命令などに違反した場合は告訴は不要) ● 被害が比較的軽微な犯罪 ・過失傷害罪 ・私用文書等毀棄罪・器物損壊罪・信書隠匿罪 ● 親族間の問題のため介入に抑制的であるべき犯罪 ・親族間の窃盗罪・不動産侵奪罪 ・親族間の詐欺罪・恐喝罪等 ・親族間の横領罪 ● そのほか行政目的など ・著作権侵害による著作権法違反の罪(注) ・各種税法違反の罪(告発) (注) 著作権侵害は、非親告罪化が検討されている。	● 親告罪 告訴がなければ刑事裁判ができない犯罪。 告訴は原則として、被害者が行う。 ネット上の誹謗中傷書き込みは、被害者が訴えない限り刑罰はない。 強制わいせつ罪、強制性交等罪は、非親告罪に変更された。(2017 年6月改正) 強姦罪は強制性交等罪に名称変更。
--	---

出典: Wikipedia を元に加筆・修正

◆参考資料 17 トラブル未然防止のために組織がなすべきこと

● 社内規定の整備 ● 教育・研修・啓発の推進 ● 悪評対応の体制整備 ● 退職者プログラムの整備 ● ステークホルダーへの説明 ● ネット使用のモニタリング

出典: 佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.34、2016 年2月

佐藤 佳弘 (SATO, Yoshihiro)



東北大学を卒業後、富士通(株)に入社。その後、東京都立高等学校教諭、(株)NTT データを経て、現在は(株)情報文化総合研究所 代表取締役、武蔵野大学 教授、早稲田大学大学院 非常勤講師、総務省自治大学校 講師。

他に、西東京市 情報政策専門員、東久留米市 個人情報保護審査会 会長、東村山市 情報公開運営審議会 会長、東京都人権施策に関する専門家会議 委員、京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会 アドバイザー、オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会 アドバイザー、西東京市 社会福祉協議会 情報対策専門員、NPO 法人 市民と電子自治体ネットワーク 理事、大阪経済法科大学 アジア太平洋研究センター 客員研究員。(すべて現職)

専門は、社会情報学。1999 年4月に学術博士(東京大学)を取得。

主な著書—ネット社会の理解に役立ちます。参考にどうぞ。



平成 29 年度第 4 回 企業向け人権啓発講座 (京都市主催・中小企業庁委託事業)

インターネット社会と人権

2017年9月4日 第2版

株式会社 情報文化総合研究所
 代表取締役 佐藤 佳弘
 223-0058 神奈川県横浜市港北区新吉田東 5-52-14
 e-mail: icit.sato@nifty.com
 Tel: 045-544-2189 Fax: 045-544-2134
 http://www.icit.jp/

本資料は著作物です。著作権法を遵守の上、ご利用ください。